

2019年4月25日

各 位

上場会社名 北海道電力株式会社  
代表者 代表取締役社長 真弓 明彦  
(コード番号 9509)  
問合せ責任者 総務部企業行動室  
株式会社グループリーダー 山田 晃史  
(TEL 011-251-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 責任限定契約に関する規定の新設

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第30条（取締役の責任免除）第2項及び同第38条（監査役の責任免除）第2項に規定を新設するものであります。

##### (2) A種優先株式に関する規定の削除

2018年7月31日にA種優先株式のすべてを消却したことに伴い、関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2019年6月26日（水）
定款変更の効力発生日	2019年6月26日（水）

以 上

## 【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 4億9,500万株	普通株式 4億9,500万株
<u>A種優先株式 500株</u>	(削 除)
B種優先株式 470株	B種優先株式 470株
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、 <u>A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき1株とする。</u>	第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。
<u>第2章の2 A種優先株式</u>	(削 除)
(A種優先配当金)	(削 除)
第12条の2 <u>本社は、剰余金の配当(A種優先中間配当金(第5項に定義する。以下同じ。))を除く。)</u> を行うときは、 <u>当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u> <u>又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)</u> に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。) <u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、 <u>A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)</u> を配当す	(削 除)

る。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

2 A種優先配当金の額は、(i)平成27年3月31日に終了する事業年度から平成31年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき3,800,000円とし、(ii)平成32年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき5,464,384円とし、(iii)平成33年3月31日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は1株につき6,300,000円とする（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、(i)平成31年7月31日までは年率3.8%、(ii)平成31年8月1日以降は年率6.3%で1年毎の複利計算により累積

する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 本会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、平成31年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金は2,323,014円とする。

(残余財産の分配)

第12条の3 本社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日

(削 除)

を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間について適用あるA種優先配当金の額(残余財産分配日が平成32年3月31日に終了する事業年度に属する場合、事業年度の初日(同日を含む。)から平成31年7月31日までは3,800,000円、平成31年8月1日以降は6,300,000円を意味する。)を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額(ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,800,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第12条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削 除)

(種類株主総会における決議)

第12条の5 本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(削 除)

<p><u>(株式の併合又は分割，募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第12条の6</u> 本会社は，法令に定める場合を除き，A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は，A種優先株主には，募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず，また，株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第12条の7</u> A種優先株主は，本会社に対し，平成26年8月1日以降いつでも，金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を，以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。本会社は，この請求がなされた場合には，A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに，金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として，法令上可能な範囲で，金銭対価取得請求権取得日に，A種優先株主に対して，次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし，分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合，取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>A種優先株式1株当たりの取得価額は，第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお，本条の取得価額を算出する場合は，第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」</p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第 12 条の 8 本</u>社は、平成 26 年 8 月 1 日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p><u>A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 12 条の 3 に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第 12 条の 3 に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> <p><u>(法令変更等)</u></p> <p><u>第 12 条の 9 法</u>令の変更等に伴い、A 種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本社は必要な措置を講じる。</p> <p>第 2 章の <u>3</u> B 種優先株式</p> <p>(B 種優先配当金)</p> <p>第 12 条の <u>10</u> (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 12 条の <u>11</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 2 章の <u>2</u> B 種優先株式</p> <p>(B 種優先配当金)</p> <p>第 12 条の <u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 12 条の <u>3</u> (現行どおり)</p>
---	---

<p>(議決権) 第 12 条の <u>12</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会における決議) 第 12 条の <u>13</u> (条文省略)</p> <p>(株式の併合又は分割, 募集株式の割当て等) 第 12 条の <u>14</u> (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 第 12 条の <u>15</u> B種優先株主は, 本会社に対し, 平成 30 年 8 月 1 日以降いつでも, 金銭を対価として B 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を, 以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は, この請求がなされた場合には, B 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに, 金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として, 法令上可能な範囲で, 金銭対価取得請求権取得日に, B 種優先株主に対して, 次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし, 分配可能額を超えて B 種優先株主から取得請求があった場合, 取得すべき B 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は, 第 12 条の <u>11</u> に定める基準価額算式に従って計算される。なお, 本条の取得価額を算出する場合は, 第 12 条の <u>11</u> に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて, 基準価額を計算する。</p>	<p>(議決権) 第 12 条の <u>4</u> (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会における決議) 第 12 条の <u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(株式の併合又は分割, 募集株式の割当て等) 第 12 条の <u>6</u> (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 第 12 条の <u>7</u> B種優先株主は, 本会社に対し, 平成 30 年 8 月 1 日以降いつでも, 金銭を対価として B 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を, 以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は, この請求がなされた場合には, B 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに, 金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として, 法令上可能な範囲で, 金銭対価取得請求権取得日に, B 種優先株主に対して, 次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし, 分配可能額を超えて B 種優先株主から取得請求があった場合, 取得すべき B 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は, 第 12 条の <u>3</u> に定める基準価額算式に従って計算される。なお, 本条の取得価額を算出する場合は, 第 12 条の <u>3</u> に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて, 基準価額を計算する。</p>
---	--

<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第 12 条の <u>16</u> 本会社は、平成 30 年 8 月 1 日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B 種優先株主又は B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに B 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 12 条の <u>11</u> に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第 12 条の <u>11</u> に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(法令変更等)</p> <p>第 12 条の <u>17</u> (条文省略)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第 12 条の <u>8</u> 本会社は、平成 30 年 8 月 1 日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B 種優先株主又は B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに B 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 12 条の <u>3</u> に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第 12 条の <u>3</u> に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(法令変更等)</p> <p>第 12 条の <u>9</u> (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423</p>

	<p><u>条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>

以 上